

平成 27 年 5 月 29 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 27 年 5 月 29 日（金）開会：午後 2 時 00 分 閉会：午後 5 時 42 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市議員団）
八木米太郎（蒼士会）
山田ますと（公明党議員団）
他に、委員外議員として、田中正剛副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸 利之、よつや 薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 戎野良雄
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）一般質問制限時間の見直しについて

一般質問及び代表質問の制限時間について、会派一律の加算を見直し、議員数に応じた質問時間としてはどうかについて協議しました。

各派の意見としては、代表質問は従来どおり 90 分を行うことで一致しましたが、一般質問については、会派一律の加算 30 分（調整割）を廃止して議員一人あたり 25 分（会派の人数を乗じて得た時間が、会派の持ち時間）とすることを了とする会派（5 会派）と、もっと時間をかけて議論すべきとする会派（1 会派）に意見が分かれました。また、協議の中で、一般質問の制限時間を上記の案に見直した場合に、現状、代表質問は一般質問も含めた会派割当時間（1 人 20 分×会派所属議員数＋代表質問加算 60 分＋調整割 30 分）の中で行っているため、その取り扱いにも影響が

あるとの課題や、一般質問の時間を個人管理としてはどうかという意見、他市の手法も研究し、質問時間に答弁時間を含めない運用も検討してみてもどうかなどの意見も挙げられました。

本件については、一般質問における会派一律30分の加算に意義や価値があるとの意見はなく、それを廃止した場合に解決すべき課題で各派の意見が分かれている状況であるため、平等性その他を担保できる新しい仕組みを、来期の議会運営委員会等の場において引き続き御検討いただき、必ず決着をつけていただきたいとこのことを本委員会の結論とすることで、本件の協議を終了しました。

(2) 事務局員の視察随行について

管外視察における事務局員の視察随行について協議しました。

前回の委員会で事務局員の視察随行を再開する方向性は概ね確認されましたが、再開にあたって随行する職員（書記）が行うべき用務について、事務局から整理した内容の説明がありました。また、随行中に書記が行う用務については、視察の際に注意事項を記載した書類を配付し、確認することでした。

これらを踏まえ、視察随行の取り扱いについて確認した結果、本年秋ごろから実施される予定の常任委員会の管外視察から事務局職員の随行を再開することとし、その費用については9月補正予算で要求すること、正副委員長と担当書記の役割分担は事務局の整理内容のとおりとし、常任委員会運営ガイドライン（協議事項4）にも参考資料として添付することで、各派の意見が一致したため、議会運営委員会に報告することとなりました。

本件は、本日で議了となりました。

(3) 議会報告会について

本市における議会報告会の取り扱いについて協議しました。

本市における議会報告会のモデル作りとして、これまでの協議で各派から出された意見を基に委員長が作成し、今後実施に向けた検討を進めていくかどうかについて、最終的な意見を聴取しました。各派の意見としては、実施する方向で進めるべきとする会派が4会派、当面は実施しない（新広報委員会のような場でしっかり話し合ってから行うべき。）又は実施しない（議会での議論に脚色が加えられるなど、齟齬が起きかねない。）とする会派がそれぞれ1会派となりました。

協議の結果、実施に向けた議論を始めることに自体に反対という会派はなく、また、単なる定例会の報告だけではなく、様々な内容を検討してはどうかということから、この場でただちに議会報告会の実施そのものを決定するのではなく、来期のしかるべき広報を議論する場で、実施に向けた具体的な協議を開始していただきたいということを本委員会の結論とすることで、本件の協議を終了しました。

(4) 常任委員会運営ガイドラインについて

常任委員会運営ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について協議しました。

事務局で原案を取りまとめ、委員長が改良を加えたガイドライン（案）について、各派の修正等の意見を個別に確認し、文言の整理を行いました。協議の結果、ガイドラインの整理がすべて終了したため、役選後に実施される正副委員長への研修会

でこれを配布するとともに、ガイドラインに記載されている事項はすべて正副委員長が主体的に行っていただきたい旨を、新議長からも申し述べていただくよう依頼することとなりました。

本件は、本日で議了となりました。

(5) その他

(1) 資料のデジタル化の進捗について

今年度中に導入を予定している議会資料閲覧システムに係る公募型プロポーザルの進捗状況について事務局から説明がありました。本年4月2日からホームページで参加業者を募集し、4社からの参加申し込み（うち2社の辞退）があり、現在は2社の提案内容の審査を進めており、6月2日には二次審査（審査委員として、篠原委員長及び河崎副委員長が参加。）として、プレゼンテーション形式による最終的な審査を行う予定となっています。

以 上